

～未来への架け橋、相続登記～

約40年ぶりの  
相続法改正

# 相続が変わる!

預貯金の払戻し制度 特別寄与料制度  
自筆証書遺言の保管制度 配偶者居住権の新設など

## <相続に関する無料相談>

～2月は「相続登記はお済みですか月間」です～

- [期 間] 令和2年2月1日～29日までの平日  
[相談場所] 茨城県内の各司法書士事務所（※会員名簿はHPをご覧ください）  
[相談予約] 事前に必ず各事務所へご予約ください  
[相談内容] 相続登記・遺産分割協議・生前贈与など相続に関するご相談  
[お問合せ] 茨城司法書士会  
TEL.029-225-0111

茨城司法書士会

検索



相談は司法書士へ! 茨城司法書士会